誓約事項	四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） 五　精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）が一から五までのいずれかに該当するもの 七　法人であって、その役員又は使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの 八　個人であって、使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの 九　暴力団員等がその事業活動を支配する者 ※登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 □法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

３．・４．　（略）

５．サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）

（略）

入居開始時期	年　月　日から

６．サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

（略）	
前払金の保全措置の内容	□銀行による債務の保証　□信託会社等による元本補てん又は信託 □保険事業者による保証保険　□その他（　　）
	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 □登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。 一　入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 イ　書面による契約であること。 ロ　居住部分が明示された契約であること。

（新設）	

３．・４．　（略）

５．サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）

（略）

入居開始時期	年　月　日から

注）入居開始年は、西暦で記入すること。

６．サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

（略）	
前払金の保全措置の内容	□銀行による債務の保証　□信託会社等による元本補てん又は信託 □保険事業者による保証保険　□その他（　　）